

施設基準等の届出に関するよくあるご質問 【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

※ 施設基準の届出書の届出先、届出用紙の入手方法等につきましては、[こちらの](#)
「1. 申請・届出先」及び「4. 施設基準の届出等」をご参照ください。

問1 診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

(答) [こちら](#)の厚生労働省ホームページから確認ができます。

問2 届出書はホチキス留めした方がよいですか。

(答) クリップで留めていただきますようお願いします。

問3 複数の保険薬局分の複数の届出書をまとめて郵送する場合、施設基準ごとにした方がよいですか。

(答) 保険薬局ごとにまとめてください。

問4 東京事務所の受付窓口の時間を教えてください。

(答) 平日午前8時30分から午後5時15分までです。

問5 郵送した届出書が届いているか確認したいのですが。

(答) 東京事務所には毎日大量の郵便物が届くため、到着の確認は困難です。届け先に配達されたことが確認できるサービス（書留、レターパック等）を利用して提出してください。

問6 受理通知書が届いていませんが算定してよいですか。

(答) 施設基準の要件を満たしていれば、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定は可能です。

問7 届出書を提出した後に届出様式の記入誤り（又は添付資料の漏れ）があることがわかった場合は、どのようにしたらよいですか。

(答) 差替え又は追加する届出様式、添付資料に次の事項を入れた送付書を添えて提出してください。

- ・送付書の事項（差替え又は追加する内容）
- ・保険薬局コード
- ・保険薬局名
- ・連絡先電話番号
- ・担当者氏名
- ・提出した施設基準名
- ・窓口受付日又は郵送日

施設基準等の届出に関するよくあるご質問 【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

問 8 届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

(答) 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合、又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険薬局の開設者は届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に変更の届出を行うこととなっています。

問 9 施設基準で届け出た従事者の変更は届出が必要ですか。

(答) 例えば、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料で届出した「かかりつけ薬剤師」や、地域支援体制加算で届出した「管理薬剤師」の変更後でも、当該施設基準の要件を満たしている場合は、施設基準に係る変更の届出は不要です。

問 10 調剤基本料や後発医薬品調剤体制加算について、1から2へ届出する場合（又はその逆）、辞退届は必要ですか。

(答) 届出記号が「(調基1) → (調基2)」「(後発調1) → (後発調2)」に変更されるような施設基準については、辞退届が必要です。辞退届は[こちら](#)です。

問 11 施設基準に係る辞退届の「5. 算定辞退年月日」は月末の日付ですか、1日付ですか。

(答) 1日付としてください。

問 12 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で「全処方箋の受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの回数及びその割合」の期間はいつからいつまでですか。

(答) 原則として「前年3月から当年2月」ですが、前年3月1日以降に指定された薬局（遡及指定を除く）については、[こちらの通知](#)の12ページ「(11) 調剤基本料の施設基準」の項目をご覧ください。

問 13 調剤基本料の届出、地域支援体制加算の届出で処方箋の受付回数及び集中率を算出する際、対象となる処方箋は健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等に係る処方箋であり、公費、労災保険及びこれらの併用（健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療等との併用を除く。）に係る処方箋は含まれますか。

(答) 含まれません。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問 【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

問 14 地域支援体制加算の届出の様式 87 の 3 の 2 について、「(2) 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績（保険薬局当たり 12 回以上／年）」等の期間はいつにしたらよいですか。

(答) 新規の届出時においては、届出月の直近の 1 年間の実績を記載してください。例えば、令和 3 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までに届出する場合、期間は「令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月末日」になります。

問 15 地域支援体制加算の施設基準である「地域の多職種と連携する会議」とはどのようなものが該当しますか。

(答) 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議などが該当します。詳しくは「[疑義解釈資料の送付について（その 1）](#)」（令和 2 年 3 月 31 日付け事務連絡）の別添 4・問 4 をご覧ください。

なお、様式 87 の 3 の 2 及び様式 87 の 3 の 3 で添付を求めている「出席した会議及び参加日のリスト」の作成にあたっては、出席した会議が上記問 4 で示される(ア)～(ウ)のいずれに該当するかを明示してください。

問 16 後発医薬品調剤体制加算の届出の様式 87 について、「直近 3 か月間の合計」の期間はいつにしたらよいですか。

(答) 届出月の直近 3 か月の実績を記載してください。例えば、令和 3 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までに届出する場合、期間は「令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 3 月末日」になります。

問 17 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料で、「医療に係る地域活動の取組に参画していること」とありますが、具体的にはどのような取組が該当しますか。

(答) 地域の行政機関や医療関係団体等が主催する住民への説明会、相談会、研修会等への参加や講演等の実績に加え、学校薬剤師として委嘱を受け、実際に児童・生徒に対する医薬品の適正使用等の講演等の業務を行っている場合が該当します。なお、企業が主催する講演会等は、通常、地域活動の取組には含まれないと考えられます。（平成 28 年 3 月 31 日付け疑義解釈資料その 1）

この他には[疑義解釈資料の送付について（その 3）](#)（平成 28 年 5 月 19 日付け事務連絡）をご覧ください。

問 18 現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。

(答) 関東信越厚生局の「届出受理医療機関名簿」で確認できます。[こちらの](#)ページの「施設基準の届出状況（全体）（届出受理医療機関名簿）」→「東京都」をご覧ください。

施設基準等の届出に関するよくあるご質問 【薬局】

関東信越厚生局 東京事務所

問 19 通常の施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

(答) 届出・報告の必要があるものは次のものがあります。

【申請・届出】

保険薬局の指定等に関する申請・届出
保険薬剤師の登録等に関する申請・届出
在宅患者訪問薬剤管理指導の届出
施設基準に係る辞退届

【報告】

	報告時期
施設基準の届出状況等の報告（定例報告）	毎年7月中 ※ 対象薬局には厚生局から案内を送付します。
妥結率等に係る報告	毎年10月～11月 ※ 対象薬局には厚生局から案内を送付します。

※以下については、令和2年度より厚生局に対する報告は不要となりました。

- 調剤基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局（後発医薬品の調剤割合が著しく低い保険薬局）に係る報告
- 薬剤服用歴管理指導料の注13に規定する保険薬局（手帳の活用実績が少ない保険薬局）に係る報告